

第116回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和2年10月19日（月）15：37～17：36

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員、

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和2年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番22：旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し（法務省、農林水産省）>

（高橋部会長）まず、下限面積の適用について、

確認だが、国有農地に限り下限面積の要件を適用しないという趣旨は、一般の農地と同様に別段の面積の設定で対応するというのではなく、国有農地に限定して下限面積要件を適用しないといった取扱いとするという理解でよいか。

（農林水産省）然り。

当省としては、可能な限りまとまりがある形で農地を有効利用していくという政策目的の旗は下ろせないが、国有農地の場合は、一般の農地と異なり早期処分促進という政策目的も背負っている。今回調査した結果、国有農地については面積が狭小であり、国有農地に限ってはこの制度を頑なに守らなければいけない実態はないだろうということで、国有農地の売払いの相手方については、省令の中で農地法3条の許可要件を満たすことと規定されていることから、当該許可要件の中から下限面積に関わる部分を削除することで、国有農地の売払いについて見直しを行う。これにより、下限面積があるゆえに国有農地の早期処分が進まないという問題への答えになり得るだろうということで、省内の法令審査部局との相談に内々に着手している。

（高橋部会長）貸付けの取扱いはどうか。

（農林水産省）貸付けも同様である。

（高橋部会長）下限面積については満額回答をいただいております。

2番目の公告期間についてだが、結局、3か月を過ぎたら実質上手続きを開始するというので、手戻りもあるかもしれない。しかし、それは覚悟の上で売払いの準備を進めるといった旨の通知を年内に発出いただくという理解でよいか。

（農林水産省）その理解でよい。申し上げたとおり結論が出せるように、最大限努力させていただきたい。

（高橋部会長）概ね3分の2については大幅に期間の短縮が可能となるということで理解した。確かに公告期間終了間際になって買受申込書を出す方がいることは、やむを得ないかもしれない。

それでは期間を短縮するというのでよろしくお願ひしたい。

最後の自紛の関係だが、結局、農政局も最初から絡んでいただくということか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）申出があれば速やかに開催していただけないかということか。

（農林水産省）まず都道府県から話をいただいた時点で事務的に地ならしは必要だろうと思う。協議会にはしかるべきレベルの法務省の部長が出てくる等あり、まず担当レベルでしっかりとファクトファイディングをして補正事由の有無や追加提出の資料が要らないかを確認した上で、手続きが整い次第速やかに行うということ考えている。

（高橋部会長）定期的に年2回という話があったが、別に緊急に自紛を開いてほしいということであれば、要するに前さばき後であれば速やかにやっていたらということか。

（農林水産省）少し言葉が足らず申し訳ない。これまではこの手続の前置の様々な相談の段階で非常に時間をか

けていたが、そこは速やかに短縮し、事前調整が整えば定期開催する自紛にかけるということで申し上げている。すなわち、今申した手続きの事前調整後、年に2回で当省が考えている、上期か下期かの協議会に速やかに付議するという進めてまいりたい。

(高橋部会長) 提案団体はそれで満足するか。

(近藤参事官) 開催するかしないかがはっきりしない、案件を持ち込んだが開催されないということがあり、そこに非常に不満があった。開催しないか場合にどういう理由によるものか示されることが前提になるが、その上で定期的に開催するというのであれば、提案団体の一つの懸念は解消する。都道府県と法務局が事前に打合せを行っていたにもかかわらず、最後は事務局の農政局に事案を持っていき理由も示されず棄却されることが提案団体から示された事案であり、3者で最初から協議するという話は提案団体の要望にはかなっていない部分がある。

(高橋部会長) 付議を認めないのであれば理由を明示してほしいという話があったがいかがか。

(農林水産省) 1次ヒアリングでもそのような指摘があり、当省が農政局から聞いた限りは、提案にあるように、協議を進めるべきであるが農政局が理由を言わずに放置したという案件ではなかったようだ。しかるべき書類が整っていない、時効取得を主張しているがほかに実質的に占有している者がいるのではないかといったやり取りの中で、それぞれ提案団体と相談の上、別途の方策が考えられないかということで、その申出者に相談した事案だと聞いており、理由もなく手続きを農政局の怠慢で止めたということではないと思う。ただし、これは一方の当事者からの聞き取りであるので、これは一つの事例として、これからそのような不満がないよう、今回の運用改善で、都道府県にできる限り迷惑をかけないよう円満に迅速にと思っている。何か農政局の制度に対する不理解や、新たな手続き、ルールについての理解不足等で都道府県に迷惑をかけるという話がある場合は、当省に直接申し出ていただければ、農政局としっかりコミュニケーションをし、そこは是正をさせていただきたい。

(高橋部会長) 本省が出先に聞いたら話が違っていったということは、分権の話ではよくある。ただし、そういう認識の違いはあったにせよ、こういうトラブルが現に起こっているのだし、口頭で何も証拠がなく事務が進んでいくというのは、水掛け論になってよくない。書面で残すということが重要だ。都道府県が申請してきたときに、足りないものがあれば、書面に残して通知することがよいと思うが、いかがか。

(農林水産省) 先生の指摘のとおりかと思う。口頭でのやり取りだと「言った、言わない」という話にもなる。それぞれ後任者に引き継ぐ都合あるいは上司に報告する都合もあるため、公文書という形にするとまた手続きが煩雑になるかもしれないが、例えばメール等でお答えするというのも可能であり、これから同意いただければ新しい手続きのルールについて早急に内容を詰めて農政局に話をし、今回こういう指摘を受けているということも含め、誤解のないようにしっかり明確に説明せよと指示していく。

(高橋部会長) 文書で残すのか。

(農林水産省) 文書あるいは記録に残る形で説明するようにする。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 様々な改善点を出していただいたが、今回のポイントは、構造改善局長の通知で協議会が組織されているにもかかわらず、提案の前提によれば、その運用に裁量的な部分が相当残っているということだ。これは権利者にも自治体の事務担当者にも関わることであり、一方的な裁量というのは今の御時世では認められず、その中身を透明化してほしい。具体的には、手続きをしっかりと決めてほしいということであり、開催しないという裁量は農政局にはないということを確認いただき、定期開催にする、可能であれば標準的な処理はこれぐらいで終わることを明らかにする、このような内容であれば普通は時効取得が認められるという中身の基準に関するガイドラインを出していただきたい。

土地の帰属は古くなればなるほど書類をそろえることが困難になり、帰属の証明を課された人が結局一人泣かされることになってしまうので、自治体の担当者にとどのくらい資料を要求するか又はしないかということについて示していただき、協議会をよりよいものに、もう少し透明性の高い現代風の手続水準のものにしていただきたいという要請だ。ぜひ現状とのギャップを埋められるところは埋めていただければ非常にありがたい。

(農林水産省) 大橋部会長代理のおっしゃるとおり。ただし一点、この協議会は民法の時効取得の構成要件を満たしているかどうかを当省と法務省が確認するためのプロセスであり、明らかに要件を満たさない案件については、裁量なく必ず協議会ということとは違い、それは事前の地ならしの段階でやらせていただく。しかし、それら以外の点については部会長代理がおっしゃるとおりだと思うので、そのような運用を心がけていく。

(高橋部会長) 資料の提出の中身の明確化だが、これは具体的にどういうことを考えているのか。

(農林水産省) 実際に申請者が出す書類は、証明書類や利用状況について「その他」としていて、現在は明確にしていないので、今回、農政局と都道府県に話を聞き、この書類があれば認められるということであれば、そういったものを例示する等により、明確化を図っていきたい。

あと、個別に見ると、案件ごとに必要な書類は違うため、その辺は3者会議の中で話をし、この案件にはこの書類が要するという話を先にすり合わせた上で示していくというようなことも必要だ。

(高橋部会長) なるべく明確化し、個別案件の話は少なくしていただきたい。案件の特殊性で、今言った話もあるかと思うのでやむを得ない案件があったとしても、出来る限り具体化する方向でお願いしたい。

最後に法務省だが、結局、都道府県は耳登記について関わらなくてよいという話か。

(法務省) 同意書の取得を依頼することは、筋道としてやはりおかしいと整理しており、そちらではなく買受勧奨又は自紛による処理をやっていく。それでどうしてもうまくいかないというケースについては、裁判をするしかないところだが、そこまでいくと自治体の話では恐らくないだろう。その中で、同意書を取得してきなさいということ、法務局が何となくつい言っていた部分があるのかもしれないが、今後そういうことはやめるということになる。

(高橋部会長) 通知等を出し、明確化していただくということをお願いできるということか。

(法務省) 然り。まれな事案なので、自紛にける手続きが存在することを法務局のほうでもアナウンスしないと問題だと思うため、現場に対して周知させていただく。

(高橋部会長) 承知した。これは法的な整理としては、旧農地法施行令 15 条で、都道府県の管理事務では、1 項 1 号で都道府県に通知したものを除くとあり、二重登記に関する事務について都道府県は管理をしなくてよいという通知をする対応で明確化することが考えられるが、いかがか。

(農林水産省) 貸付け等は都道府県の管理の範疇で行うが、国としては売渡しや引継ぎなどの調整をしている。国として売渡しをするということを進めている土地を都道府県に通知しておかないと、都道府県で貸付けをする可能性があり、そういう齟齬がないようにという趣旨で 15 条のただし書きが置かれている。二重登記のときの抹消などの事務そのものは、都道府県が行う国有農地の管理の範疇を少し超えているとは当省も思っており、その点を今回、もし明確化が必要ということであれば、検討したいと思っている。実際にはそのような土地が占有されており、問題があればその占有を解消していただくというところは管理の範疇に入るが、二重登記に関するその登記に関する部分、これについてはやはりその管理の範疇を超えている部分があるのではないかという話は内部でもしており、その点の調整は必要であればしたい。

(高橋部会長) ぜひ法令上の根拠を明確にさせていただき、都道府県も安心できるよう、事務局ともよく相談していただきたい。

(農林水産省) 法令上ではなく運用の明確化により対応することとしたい。

(高橋部会長) 通知ということか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 要するに、法令の根拠になる通知をしていただき、明確化をしていただけるとありがたい。今後、事務局と調整いただきたい。

(近藤参事官) 承知した。調整させていただければと思う。

(大橋部会長代理) 同意取得を求めていたというのは、非常にレアケースということだが、三重県や宮城県から提案が出ており、割とあるのではないか。その前提を教えてください。もしそういうことであれば、通知を広く明確な形でお願いしたい。

(法務省) 例が少ないと申したのは、自紛に付議し取得時効の成立が否定され、その後の対応が大変だということだったが、そういう例はあまりなさそうということだ。ただし、この同意書の取得の話は、もっと前の段階から同意書を取ってくれば登記できるという意味で教示してしまうところがあり、それを3か4の都道府県で「当県は同意書をとってくるように言われた」と受け止められたのだと思う。

(大橋部会長代理) その運用は広く認められていたということか。

(法務省) 事情がよく分からずそのような教示をしてしまうことは、自紛の開催の前後を問わない問題であり、自紛の制度があるというところは各法務局にしっかり伝えたいということを申し上げた。

(高橋部会長) 前向きな対応をいただきありがとうございます。引き続き最後の点も含めて、事務局と閣議決定まで調整いただきたい。

<通番 33：不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用（法務省）>

（高橋部会長）活用するという言い方が少し抽象的だが、どのような言いぶりになるのか。

（法務省）添付書面として何がつけられるのかという部分において、どうしても評価証明書をつけてくださいというふうに、これまでだったら普通に説明はしていたが、評価証明書を取らなくても手元にある課税明細書を添付資料とすることができるようにする、それを活用という言い方をしているところ。

（高橋部会長）もう少し積極的に、「原則、手元に持っている明細書を活用ください、なければ評価証明書を取ってください。」という方向で通知を出していただくわけにはいかないか。

（法務省）基本的には一般の方への周知のことと思うが、自治体の要請もあり、手元にあるのであればそれを添付資料とするのが申請人にとっても負担は少ないし、自治体にとっても負担は少ないですという説明はもちろんできると思う。

（高橋部会長）その原則と例外を入れ替えて、まず、申請者の便宜の点でも、市町村の負担軽減という点でもまずは明細書があればそれを活用してくださいと書く。その上で、なければもうしようがないという話となる。要するに別のものを取るというような言い方をさせていただくのがありがたいと思う。

（法務省）メッセージの出し方として、まずはこれをぜひ活用くださいという趣旨だと思うので、その点は理解するので、少し工夫をしたいと思う。

（高橋部会長）自治体の負担軽減、お互いのためだが、まずは自治体の負担軽減という提案が来ているので、そういうようなものが伝わるような通知の案文にさせていただければありがたいと思う。そこは通知を出されるときに事務局ともよく相談して、中身を工夫していただければありがたいと思う。

（法務省）承知した。

（高橋部会長）それで、いつぐらいに出していただけるか。

（法務省）少し保守的にという感じで見ると年度内ぐらいにはという形で。

（高橋部会長）年度内か。

（法務省）然り。

（高橋部会長）了解した。事務局とも調整しなければいけないというのがあると思うので。事務局、年度内でいいか。

（中里参事官）その時期も含めてよく調整させていただきたいと思う。

（高橋部会長）では、時期も含めて調整させていただきたい。

（大橋部会長代理）長期的と言われたところだが、やはり方向性としては、オンラインでなるべくみんなが簡単に済むようにということを今は目指しているところであるので、長期にそうした方向で進めていただきたい。具体的なスケジュールなどは述べられないと言われたが、多分、法務省だけでは決まらず、自治体のシステムをこう動かさないということがあってということだと思うが、それでも何か大体的見通しなどを現段階で持っていないのかという点は少し気になった。

（法務省）基本的には、評価額通知のオンライン提供の拡大をまずは推進しましょうと。自治体側から法務局側への通知を推進しましょうという話で、そちらの枠組みのほうでまず進めると。それが進んできたら、まさにそこから先は今回の問題になるが、もうオンラインで相当いただいているのだからそれに合わせてきちんとシステム改修して、電子的に見られるようにしようということであり、その手前の部分に関してはうちだけでなかなか申し上げられない。

（大橋部会長代理）暫定としてであれば、オンライン提供の拡大推進に関する計画ぐらいは持っていないのかと思ったが、いかがか。

（法務省）今のところ、この成長戦略フォローアップのところに書いてあるようなところで検討は進めていくというのが申し上げられる内容かと思う。

（高橋部会長）自治体の業務システムの標準化の話というのは法務省でも把握しているのではないか。

（法務省）内容としては把握している。

（高橋部会長）スケジュール感も大体把握しているのではないか。

（大橋部会長代理）そういうのがないとなかなか進まないと思った。

（法務省）この場で申し上げていいほどのものなのかどうかは分からないところはあるが、大橋部会長代理が言われたように、これは結局、自治体のほうでの標準化の作業というのが必要になり、また、その業務システムの標準化が完了した後、評価額通知のオンライン提供にさらに取りかかるみたいな、そういう2ステップぐ

らいあるやに聞いている。そういう意味で、優先度が恐らく高いものから取り組まれていくだろうという中、評価額通知のオンライン化のほうがどれぐらい優先度を高くやっていくのかというところがよくまだ分からないという部分もあるやに聞いている。そんなにすぐということでもないようなことを聞いている。

(高橋部会長) 標準化は全自治体で 2025 年度までには終わらせるという予定なのではないか。

(法務省) 然り。他方、標準化とこのオンライン提供は同時であるとは限らないということだと聞いている。

(高橋部会長) 同時にしないのか。その標準化の中に織り込んでいくという話ではないのか。当然、標準化の中にもこういう通知をするシステムを作ってくれと標準仕様に書くのではないのか。国が定める標準仕様に書かないのか。

(法務省) 大変恐縮だが、その辺りは総務省のほうでやっているの、我々のほうですばすばとお答えができない。

(高橋部会長) それは標準仕様に入れてくれと法務省からお願いして下さい。総務省は一般論で設計するので、強く言わないと標準仕様の中に入っていくのではないのか。多分、国がその固定資産税についての標準仕様をつくるのだろう。

(法務省) 恐らくそうだと思う。

(高橋部会長) でも、その固定資産税の標準仕様の中にこの通知のシステムを入れてくれと法務省からお願いしていただかないと入っていくのではないのか。事務局、違うのか。

(中里参事官) その辺りは総務省が基本的には全体の調整を行うことになるが、個々のものは当然、各省ごとでも調整しながらやっていくということになると思うので、法務省から総務省に話をしていくということは当然やっていただくべきと思う。

(高橋部会長) 法務省から総務省に、標準仕様にぜひこれを入れてくれとやらないと入らないと思う。たしか、標準的に入れなければいけない事務、独自に入れてはいけない事務、選択できる事務など、いろいろ標準仕様を作っていて、その中にいろいろな事務が入り込むのではないのか。だからそこに入れてくれと。標準的に必ず共通化しなければいけない事務というのに入れてくれと、法務省から頼まないと総務省もぴんと来ないのではないかと思う。

(法務省) 言われたとおり、もし、ぴんと来ていないようであれば伝えるようにするが、オンライン提供の拡大推進に関しては、総務省も含めて担当となっているので、認識はされていると思っているが、今日の示唆を踏まえて、私どもももう少し総務省とよく話をしてみたいと思う。

(高橋部会長) すみません。我々も知らないところでやっているの、全体のスケジュール感は聞いているが、細かな制度設計まではなかなか把握できていない。ぜひ細かな制度設計で漏れがないように事務局ともよく相談して、総務省ともよく話し合いをして、標準仕様の作成に反映されるようにとか、うまく連動できるようにぜひ作業していただければありがたいと思う。事務局、よろしいか。

(中里参事官) 結構です。

(高橋部会長) とにかくシステムを作るのも大変なので、ぜひよろしくお願いします。では、そういうことで、引き続き閣議決定まで事務局とよく調整しながら作業を進めていただければありがたいと思う。

<通番 30：郵便局において取扱いが可能な事務の拡大（総務省、法務省）>

(高橋部会長) まず、総務省から御教示いただければと思うが、法務省から代理請求の話があったが、2 次回答で言及のなかった代理請求はいかがか。

(総務省) 代理請求、住民票の写しの関係については、従来の考え方としては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律ではプライバシーの保護の徹底を図るため、請求者を限定していることから、郵便局における代理人による請求の受付について認めてこなかったということであるが、法の施行から 20 年経過し、地方公共団体と郵便局の連携事例が蓄積されていること、それから、郵便局の窓口業務においても、今日では口座開設や高額の送金の際、代理人による取引を含めて本人確認が行われているということもあり、郵便局において取り扱わせることができるよう、運用を見直す方針。

(高橋部会長) 見直す方向で検討ということか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) では、法務省はどうか。今の総務省の発言を受けて。

(法務省) 法務省としての問題点については先ほど2次回答の内容に沿って申し上げたとおりだが、総務省が所管する住民票の写しの交付の制度において可能ということになると、戸籍謄抄本等の交付の制度をどう考えるのかというところは、当然、ほぼ同様の事務になるので考えていかないといけないと考えている。

なお、法務省では、今までの整理ではこれは仮にやるとしても法改正は必要なくて運用でできると考えている。その点は現段階の意見として付け加えさせていただきたい。

(高橋部会長) ありがとうございます。デジタルの話だが、別に今の技術一本やりで、例えばテレビ電話一本やりでやってくれという話をしているわけではなくて、例えば、事前に本人が確認できるような書類、例えば運転免許証の写しなどを添付してもらって、事前予約をしてもらってから取りに行くというように、事前の手続を前提にしてデジタルでお会いするというような話もあると思うが、そういうのでは無理なのか。

(総務省) 今のお話は、本人の確認ができるものを事前準備するという趣旨かと思う。

(高橋部会長) 然り。

(総務省) そうすれば、リモートであっても、より本人確認がスムーズに行くということは御指摘のとおりだと思う。ただ、通信や情報端末を使うということになるので、前も申し上げたが、いろいろな意味のセキュリティー対策、それから郵便局に来た住民との間での個人情報保護の対策をどうするかとか、通信遮断があったときにどうするかとか、細かいことだが、やはりいろいろと考えなければいけないことはあると思う。

それから、繰り返しで恐縮だが、事前に本人の情報をもろうということではあるが、今回資料として提出させていただいたように、窓口でいろいろなことが分かるということもある。繰り返しで恐縮だが、間違えるとその影響が非常に大きいので、ここはやはり我々としては慎重に考えざるを得ないところ。金輪際こういうデジタル技術を使う余地はないのだとまでは申し上げるつもりはないが、ただ、現時点でこうすれば安全にできるなというところまでは確認できるような状況ではないと思っており、引き続きこちらについては検討というか考えていかななくてはいけないと思っているが、今すぐにやるということについては課題が大きいのではないかと思う。

(高橋部会長) 河野大臣が押印の廃止についておっしゃって、住民票の写しの請求についても押印の見直しを今、規制改革担当部局と調整しておられるのだと思うが、その後に対面、書面主義の見直しが出てくるはずで、必ずこの話は問題になると思う。

(総務省) いろいろ研究をすることはできると思っており、これまでもずっと郵便局と連携してきている。少し例は違うが、コンビニ交付端末みたいなものを置いてもらい、そこで打ち出すとか、それは自分でやるものなので全く問題ない。そういうことをやってきているところもある。

あと、我々の気持ちとしては、セキュリティーを上げるためにこういうものを置いてくださいとか、こういうふうに配置してくださいとか、こちらの希望はいろいろあるが、郵便局は郵便局でビジネスなので、そうするとこれはできるできないという話は、実はコンビニ交付の端末を置いてもらうとか、そういうものでもやはりいろいろあるものなので、その辺は引き続き精査して、どういうところが引っかかるのかについて、よく郵便局とも話をしていきたい。

デジタル化そのものは、どちらかというとも我々も推奨しているような立場。マイナンバーカードもぜひ使ってほしいという話もしており、なるべくマイナンバーカードで済むことについてはそうしてほしい。今回、まさにここで議論になっている住民票の情報は、ある意味、この情報によってマイナンバーカードが発行されることとなるものであり、しかもそのマイナンバーカードというものは、電子的な取引における本人確認を間違いなく担保するためのものなので、もし、ここで間違えると結局、要は電子認証というのは本当に大丈夫なのかという、問題になる。デジタル社会における基盤だと思っているところなので、これはほかの手続とは違うということとはぜひ御理解いただきたいと思っている。

(高橋部会長) 安全性を確かめたいので、実際に問題があるかどうかを発見するということが重要だと思う。

(大橋部会長代理) 私もこれは同じような感想を持っており、デジタル技術一本で詰めていくというのはやはり相当無理があるので、デジタルプラス人の工夫というのを組み合わせてやっていくしかないと思う。今の部会長の例は、運転免許証とかマイナンバーカードの写しをあらかじめ送って、それを本庁で確認するということを前提として、本人は本庁まで来なくても郵便局まで来れば足りるという形での申請手続はできませんかという形での提案で、本庁で公務員のチェックを一つ入れている。

そのようなものを組み合わせるとか、もっと簡単なのは、例えば、今でも法務局等で、かなり難しい案件が戸籍関係で市町村に来て、市町村が必ずしも対応できない場合であっても、法務局がバックにあって、意思疎

通しながら対応しているとかというやり方もあるわけなので、いろいろ運用がありうる。本人確認ができないという事例であれば、請求を受け付けるのはそこではやめてくださいという形で一回止めて、改めて相談とかその事例についての対応をするというやり方があると思う。

例えば 100 ある手続が全部、今日説明のあったような複雑な、挙動を見ないとできないような案件ということではなくて、それはかなり限定されるものと思う。そういうところについての慎重な担保は幾つか用意して、最悪受け付けないとしてもいい。その上できちんと本庁での確認をしてもらうとか、場合によったら次の週に本庁の人に来てもらってそれだけやってもらうとか、幾らでもやり方はある。デジタルプラス人といった工夫の組合せでやっていかないと、公務員がこれだけ減って本庁機能が限定される状況では、やはり人手が必要になってくるわけで、そうすると郵便局の活用というのは待たないで問われることなので、いつかはやらなければいけない。けれども、それを全てデジタルでと言って、そこでの精度に期待するというのは、ちょっと悠長過ぎるような気が私はするので、その折り合いのところを、安全弁は幾らつけていただいても結構かと思うのだが、何か踏み出すというのはやらないといけないのではないかという気がする。

(総務省) 同じ答えになってしまうが、御指摘いただいたいろいろな手続があるというのは、我々なりにも理解をしているつもり。代理もそうだが、今回もその一部の手続については、今まで実績も積んできたところもあるので、そこを信頼して広げましょう。しかし、やはり一番最初の証明書を作るというか、台帳を作るという行為なので、軽々には考えられないし、郵便局も民間企業として郵便局としての仕事をされている職員の方であるので、そういう方が窓口に来て厳密に審査とかそういうこともいろいろあるのかもしれない。それは別の方法で担保すればいいのではないかという御意見もあるかもしれないが、そこをほかと同じではないかと言われると、慎重に考えさせてほしいということを行っている。だからといって、未来永劫このままでいいということでもないと思っているので、引き続きよく検討はしていきたいと思うが、今の段階でここを任せて大丈夫ではないかということまでは、正直、我々として確証を持てるようなところではないということをお願いしている。

(伊藤構成員) 繰り返しになって、お答えしづらいところがあるかもしれないが、これからデジタル化を進めていく際に、やはりマイナンバーカードの普及というのがポイントになる。ただ、その入り口段階での本人確認を厳格に行わなければいけないというのは確におっしゃるとおりなのだが、そこがボトルネックになってデジタル化の全体の進みが止まってしまうということが非常に懸念される。本人確認の厳格化は、もちろん今まで対面でやられてきたのだが、先ほど大橋部会長代理がおっしゃったように、いろいろな技術の組合せによって可能な部分がどれぐらいあるのかということはずいぶん追求していただきたい。

あとは、やはり郵便局である種のワンストップで全部できれば非常に利便性が高い。もちろん公権力の行使の関係とか、職員の勤務形態の在り方とかいろいろな課題があることは承知しているが、今の DX の話で進んでいくときに、一方ではデジタル化という話とワンストップで非常に簡単に手続が終わるようにするというのも政府の目標だと思うので、その部分はきちんと前提として対応していただきたいということ。

(総務省) これはまた繰り返しになるというか、基本的にマイナンバーカードを普及させなくてはならないということでやってきており、デジタル技術がどんどん進化していった新しい技術も取り入れていかななくてはならないということも意識しているつもりだが、まさに御指摘いただいたように、例えばマイナンバーカードであれば、その本人確認を対面で確実にやることで、その証明書としての認証レベルを高めているというところはある。例えば、あまり例がいいか分からないが、民間の電子証明書だとそういうものをせずにやっているの、証明書レベルとしては低くなるということもある。住民基本台帳の情報はしっかりと本人確認をした上でやっているということが、その証明書としての価値の裏づけになっている部分はどうしてもあると思う。

だからといって手続がスムーズにいかないというのはおかしいのではないかとするのもそのとおりなので、そこはまさにバランスの問題。これから将来も含めて果たしてそういう今のやり方でいいのかということ、恐らく、御指摘のとおりそういうことではないと思うので、しっかりと新しい技術にもキャッチアップしながら、柔軟にやれるところはやっていくということは御指摘のとおりだと思っている。

(大橋部会長代理) 全国津々浦々、もう限界に来ているような地方公共団体があって、そういうところで非常に切実な問題だと思う。多分、地域限定型ではなくて全国でやれるような話だと私は思うが、どこかで踏み出さないと、技術待ちだとこれはなかなか進まないのではないかという気がしている。

(総務省) 今日、御指摘が多く出たので、何ができるかは考えてみたいと思う。

(高橋部会長) ぜひ御検討ください。

その上で、会計年度任用職員の話だが、確かに時間を分けるという話は私もそのとおりで思い申し上げていた。そういった意味では、例えば、郵便局のほうで別のパートの方を雇えばいいのではないのか。そんなことは考えられないのか。例えば、午前中三日間だけ開けるときに、週三日間だけ郵便局のほうでパートを雇ってもらおうというのも無理なのか。

(総務省) 結局、郵便局のある場所で勤務していただく、そしてその方が公務員身分を持つ人であるという話なのではないかと思うが、その場合に、郵便局の職員である必要があるかどうかというのはまた別の話としてあるかと思う。結局、指揮命令系統として市町村長の傘下に入って、その指示に基づいて仕事をすることになる。その場合に、郵便局の職員が市町村の仕事の仮にやるということになったとして、時間を完全に区切って行うことになると、その時間帯については当該職員について勤務解除により勤務時間外にして、兼業という形でその仕事をやっていただくということになると思う。結局、郵便局の本来業務との関係で支障が出ないかどうかといったような問題なども生じてくるかと考えているところ。

(高橋部会長) 例えばパートを雇うとか、郵便局の職員の方ではなくて、例えば役所のOBの方、会計年度任用職員を週三日間の午前中だけ雇って、郵便局にいさせてもらうというのは無理なのか。

(総務省) それはスペース貸しのような話になると思うので、局の状況にはよると思うが、可能なところはあるのではないかと思う。

(高橋部会長) その辺も含めて御検討いただきたい。

時間の関係上、法務省のほうに移りたいと思う。

郵便での請求が認められているというのに、何で代理請求が駄目なのか。そこを御説明いただきたい。

(法務省) 郵便局での請求が認められているという意味でよいか。

(高橋部会長) いや、郵便で請求できるのでしょ。

(法務省) 然り。市役所とか町役場全部に郵便で請求が認められている。

(高橋部会長) そのときになぜ郵便で請求者の挙動が確認できないという請求の方法を認めておきながら代理請求は駄目なのか。

(法務省) 本人請求の場合には、本人確認の書類、運転免許証の写し等をくっつけてくることになるので、その本人確認がしっかりできているというところで問題ないのだが、代理による請求の場合は、本人の運転免許証とかではなくて、代理人の運転免許証とかそういうものなので、その委任者本人の本人確認ができないというところは少し違いがあるというところ。

(高橋部会長) 了解した。でも、その本人の成り済ましというのもあり得るのではないか。代理請求だけなぜ駄目なのか。

(法務省) 同じことなのだが、本人の成り済ましの場合には本人確認をするのでそこで確認ができると。ただ、代理請求の場合にはあくまでも確認するのが現行の運用では代理人の確認、免許証等での確認であって、その委任者自体については委任状だけということなので、少しそこが違うということ。

(高橋部会長) ただ、今、総務省のほうから代理請求の話は御検討があるということで、おっしゃったようにほぼ同じような事務なので、そこはぜひ御検討いただければありがたいと思うが、どうか。

(法務省) どんなやり方があるのかというのは、総務省の検討のところを我々のほうで別にウォッチしているわけではなくて、そういう検討をされているということは当然つかんでいるけれども、その辺りを総務省のほうでそれをやるということになると、すり合わせをさせていただきたいと思っている。どういう形で、場合によっては少し条件、先ほど言ったが、本人の免許証を当時の法改正のときには取らないという形にしたのだが、郵便局への請求の場合は例えば取るとか、そういったことも考えられるのではないかと考えているので、その辺りのすり合わせはさせていただきたいと思っている。

(高橋部会長) では、法務省と総務省とよく御協議の上、事務を進めていただけるようお願いしたい。もう明確に、総務省から代理請求については認めるという明言をいただいたので、そういう意味ではぜひ法務省とよく相談の上、調整していただきたいと思う。引き続きよろしく願います。

<通番 31：地方公共団体の歳入全般についてコンビニ収納を可能とする見直し（総務省）>

(高橋部会長) スケジュールはどう考えているのか。

(総務省) 外縁というか、正直申し上げますと、どこまでやるか悩んでいる。例えば、キャッシュレスやデジタル

トランスフォーメーションなど、いろいろなことがテーマとして掘り起こされてくる感じがして、取り組みたいと本当に思っているが、その外縁を相当考えてからでなければ、研究会を立ち上げるにしても正直しんどいなということで、今まさに議論がいろいろなところから出ている状況なので、少し時間が必要。本当にこれは我々はやらなければいけないという意識に今なっているということは、ぜひ理解いただきたいが、スケジュールは、もう少し時間をいただきたい。

(高橋部会長) 閣議決定までには間に合いそうか。外縁の整理はどれくらいかかりそうか。

(総務省) そこも含めて、当然、閣議決定までにはある程度答えられるようにと思っているが、もうしばらく様子を見たい。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 今回のこの提案は、現在の原則が、もう時代遅れになっているのではないかとというのが率直なところ。しかもコンビニ収納はいろいろなところでやっている話なので、もう問題ないことは実証済みと言えるのではないか。この点では、そんなに時間は要らないだろうという思いが根っこにある。恐らく、一般の市民から見て一番理解できないのは、あの歳入科目についてはコンビニを利用できるのに、こっちはできないというデコボコした感じが、窓口で対応する職員の側で説明がつけばいいと思うけれども、それがつかないのがやはりつらいというところがある。恐らく、この提案は決済手段の多様化みたいな話になっているので、もうかなりの部分には使える。むしろ発想を逆転して、何に使える、何に支障があるのかみたいな形で、ストップをかけるべきものだけをあぶり出すような作業になるのではないかと気がするので、それほど時間の猶予が必要ではないと思うが、いかがか。

(総務省) 指摘するほうからすると、そうであろうと思う。しかし、現にこういう制度になっていて、しかもこれで長年やってきている。しかも、原則と例外の大転換であるので、我々も「えいや」でやるという感じでもないと思っている。もちろん、時代に合わせた形に直さなくてはいけないといった、いろいろ指摘いただいていることは、我々なりに理解しているつもりなので、直すのであれば、基本的に、相当いろいろなところを直さなくてはいけないと思っている。逆に、抜けがあったり中途半端になると、結局またいろいろ批判を浴びたり中途半端になったりするのを恐れているので、そこは外縁も含めてよく考えさせていただきたい。急がなくてはいけないという気持ちはあるが、一方で、繰り返しになって恐縮だが、なかなか大きな話ではあると思っているので、よくよく考えた上でやらせていただきたい、そこに尽きる。

(高橋部会長) 可能な限り少し絞って、見える形をつくっていただければありがたい。そこはお願いしたい。個別の歳入科目だが、これはもう具体的にどうするという話があると思うが、スケジュール感はいかがか。

(総務省) 今回、ヒアリングの際にいろいろ提示していただいたものの中で、多少分類はある。ただ、それぞれの歳入科目は個別法に基づくものであることから、我々だけでは検討できないところもあるので、時期を言うのはちょっと難しいと思っている。具体的に、関係省庁とも話をさせていただき、その省庁のほうもできる限り早くしたいということであれば、それはしっかりと我々も早めに対応させていただきたい、そこに尽きると思う。それぞれの個別法をいじっていく必要が出てくると思うので、我々のほうからここまでにやりますとは言えないが、相談にはしっかりと乗っていきたい。

(高橋部会長) これは既に出ているものがいっぱいある。ただし、これにプラスして何かないかと、いろいろと3団体等に流して頂きたい。こんなものを検討に入れてくれないかという希望を募って、それをまとめて各府省に投げるみたいなことはできないのか。

(総務省) そこまでは考えていない。根本の議論というか、全体的な検討もしていきたいと思っている。ただ、急いでやりたいというところは対応しなければいけないという気持ちはあるが、掘り起こしてやるというよりも、根本のほうをしっかりと検討しなければいけないという気がしている。

(高橋部会長) では、取りあえず、ここに出てきたものはやっていただけということか。いくつか提案団体から出てきているものについては、具体的に着手していただけるということでしょうか。

(総務省) 各府省のほうとよく話さない、我々も各府省のほうでオーケーが出せる性質のものかどうかというのもあるので、そこはよく話した上でというのが前提だと思うが、こういう希望が出ているのは承知しているので、話は進めなければいけないと思っている。

(高橋部会長) 承知した。両方進めているのだから大変だと思うが、それぞれ性格が違うものなので、大変なところを両立させながらやっていただければありがたい。では、事務局とよく相談していただき、調整を進めていただければありがたい。引き続きよろしくをお願いしたい。

<通番 23：宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止（国土交通省）>

（高橋部会長）積極的に廃止の決定を御検討いただきありがたいが、電子申請システムを組み上げなくても、もっと手軽に、電子メールなど電子的な手段による提出を認めても良いのではないかとされている。そういう方向で、コロナでも対応をされたところが多いわけだが、そういう回答をいただけるか。

（国土交通省）電子メールで申請をいただいた場合、かなり添付書類が多くなる。それを地方整備局にPDFで送っていただいた後、宅建業法上、都道府県で一般の方に供覧することとなっていることから、もう一回送り直さないといけない。

（高橋部会長）送り直すというのは。

（国土交通省）要するに、今回、都道府県を経由しないこととなれば、書類が直接地方整備局に届く。地方整備局で様々な審査をするが、業者に関する書類を都道府県で閲覧に供する規定があるので、都道府県で閲覧をしなくてはいけない。そうすると、かなり膨大な書類を何らかの形で都道府県に提供しないといけないことになるので、これはかなりの手間かと思っている。

（高橋部会長）本提案には閲覧事務の話はないのか。

（近藤参事官）提案団体にも確認したが、宅建業の閲覧自体はかなりの数があるということで、提案自体にはこの閲覧事務の廃止そのものは入っていない。

（国土交通省）地方公共団体において、かなりの閲覧希望があるようで、そこは廃止できないと思っている。

（高橋部会長）電子申請システムがあれば共有できるが、電子メール単独だと共有が難しいということか。

（国土交通省）然り。共有は受けるほうも出すほうも結構な事務量になると考えられる。

（高橋部会長）電子メールのCCで送ってもらっても駄目なのか。

（国土交通省）これはやり方によると思うが、今は業者にもよるが結構な量を全部紙でいただいているので、一般の方に閲覧をしていただく際にそのままに見せればいいのだが、電子データでいただいて、画面で見せることができるかどうかを検討しないと、もちろん前向きに検討するが、都道府県と一回話してみないと、この場では御回答できない。

（高橋部会長）そこはそういうこともありということで、少し都道府県と御相談いただいて。

（国土交通省）承知した。いずれにしても、電子申請システムをしっかりと作っていきたいと思う。

（高橋部会長）電子申請システムを作っていただくのはありがたいが、やはり、早く経由事務をなくしてほしいという自治体の声があるので、電子申請システムを作る前でも少し御協力いただけないかなというお願いだ。

（国土交通省）承知した。そこは都道府県と実情を踏まえて一回話をして、また次回ということでよいか。

（高橋部会長）次回はないので、事務局と。

（国土交通省）失礼した。それは紙で回答するというので。

（高橋部会長）事務局とよく相談してほしい。

（国土交通省）承知した。

（大橋部会長代理）電子申請システムになったら、閲覧の問題はどのようになるのか。紙は残るのか。

（国土交通省）紙は残さないつもりだ。

（大橋部会長代理）そうだとすると、紙の社会というのはそれほど長く続く話ではないので、もう画面に慣れてもらうというのはどうか。

（国土交通省）3年でやっていききたいと思っているので、3年後には共有システムを何らかの形で都道府県でもしっかり見られるような形にして、それで一般の方の閲覧にも、例えば画面で見られるような形で考えていききたいと思っている。

（大橋部会長代理）そこを先取りするような、中間のならばできないかどうか。

（国土交通省）承知した。では、電子メール対応ができるかどうかを都道府県と協議する。そういった形でよろしいか。

（高橋部会長）それから、3年というのはちょっと長い。補正予算なども使っても少し前倒しできないか。

（国土交通省）要件定義書をしっかり書かなければいけない。また、申請も非常に多いことから、システムを作るには、3年はかかるかと思う。そこは早くしたいと思うが、今の見通しでは3年はかかるかと思う。

（高橋部会長）なるべく早くやってくれというのが世の中の動きになっているので、そこはお願いということで。

（国土交通省）承知した。

（高橋部会長）積立式宅地建物販売業に係る都道府県経由事務の廃止もあるが、そこはどうか。

(国土交通省) 今、適用事例はないが、一緒にやっていく。今後は出ないと思うが、それはやる。

(高橋部会長) 出ないというのはどういう意味か。

(国土交通省) 多分、実例が出ないと思う。

(高橋部会長) 廃止では駄目なのか。ないのだから廃止してもらうのが一番いいような気がする。

(国土交通省) 今後全くないということであれば。そこは予想がつかない。そんなには出ないと思うが。

(高橋部会長) 要らない事務は廃止したほうがすっきりしていいと思う。要らないシステムを乗せてもお金がかかるので、そこも御検討いただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(伊藤構成員) 先ほどの閲覧の話で、技術的に細かい話なのだが、都道府県における閲覧という事務自体は残しつつ、電子申請の仕組みに乗せていくということだが、イメージとして、都道府県には今、閲覧する場所があって、そこにこういう簿冊がいっぱい並んでいてそれを閲覧しているということか。

(国土交通省) そうだ。

(伊藤構成員) 今後、この簿冊のデータが電子システム上に乗るということだが、閲覧する業者は都道府県まで行ってその画面上で見るというイメージか。

(国土交通省) 基本的にはそういうことを今、検討している。

(伊藤構成員) それこそ、全国でどのデータがどこにあるというのをシステム上でやれば、別に物理的にその場所に行かなくても、それぞれの事業者からアクセスしてみればできるのでは。

(国土交通省) できるかどうか。要するに、オンラインでアクセスすればいいということか。

(伊藤構成員) そうだ。そうなると、その都道府県が閲覧する事務を持っているということ自体、デジタル化したらあまり意味はなくなる気がするので、そこはちょっと検討していただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) アクセス権をちゃんとした業者に与えるということで、おそらく、解消できるのではないかと。

(国土交通省) 一般人も見るので。

(高橋部会長) 一般人も見ることか。そうであれば、今、伊藤構成員がおっしゃった方法が一番いいと思う。

(国土交通省) 承知した。検討させていただく。

(高橋部会長) 御検討いただきたい。それだと一挙解決するのでよろしく願います。いい御指摘をいただき、ありがたい。事務局は何かあるか。

(近藤参事官) 今、部会長からいただいた点について、国土交通省といろいろ議論して、また御報告したいと思う。

(高橋部会長) 前向きな御回答をいただき、ありがたい。引き続き御協力のほどよろしく願う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)